

介護保険法の一部改正に伴う 地域包括支援センターの業務の見直しについて

令和5年10月12日
柏市地域包括支援課

背景

【地域包括支援センターのこれからの役割】

- 家族介護者支援において、地域包括支援センターのみならず、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組との連携を図ることが重要
- 重層的支援体制整備事業において、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うことを期待

【地域包括支援センターの負担軽減のために】

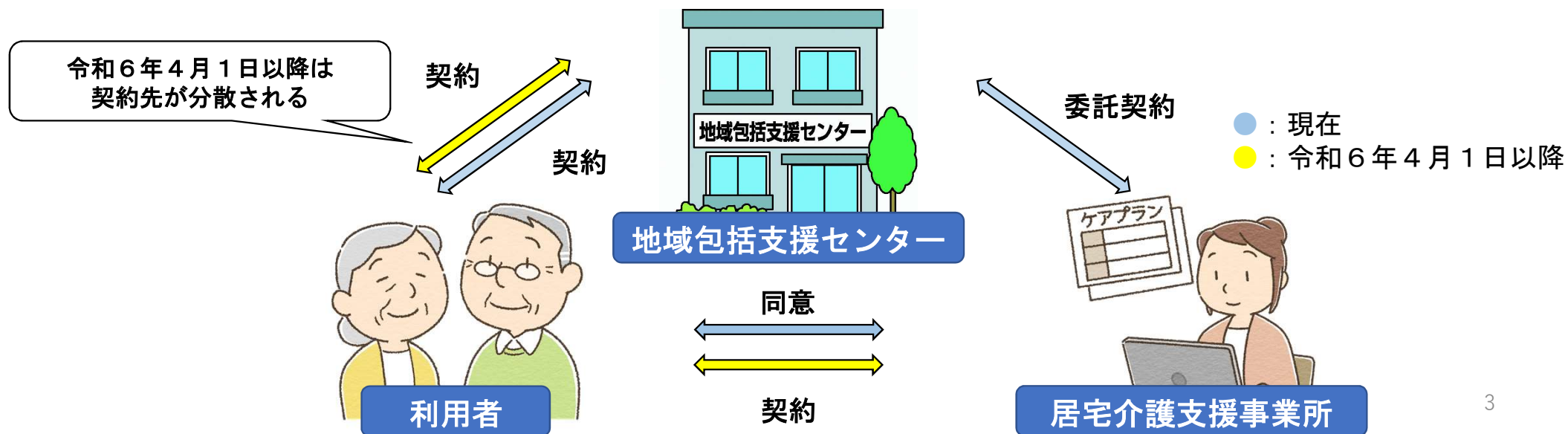
- 地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当
- 総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点をブランチやサブセンターとして活用することを推進することが適当。また、市町村からの部分委託等を可能とすることが適当

改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大

【現在】総合事業対象者（※）及び要支援者に対する指定介護予防支援業務（ケアプランの作成、サービス提供事業者との連絡調整等）については、現在、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として市から指定を受け、業務を実施。また、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

【令和6年4月1日以降】指定居宅介護支援事業所が市から直接、指定介護予防支援事業者として指定を受け、業務を実施することができるようになる（地域包括支援センターを介すことなく、利用者と直接契約し、業務を実施することが可能となる）。

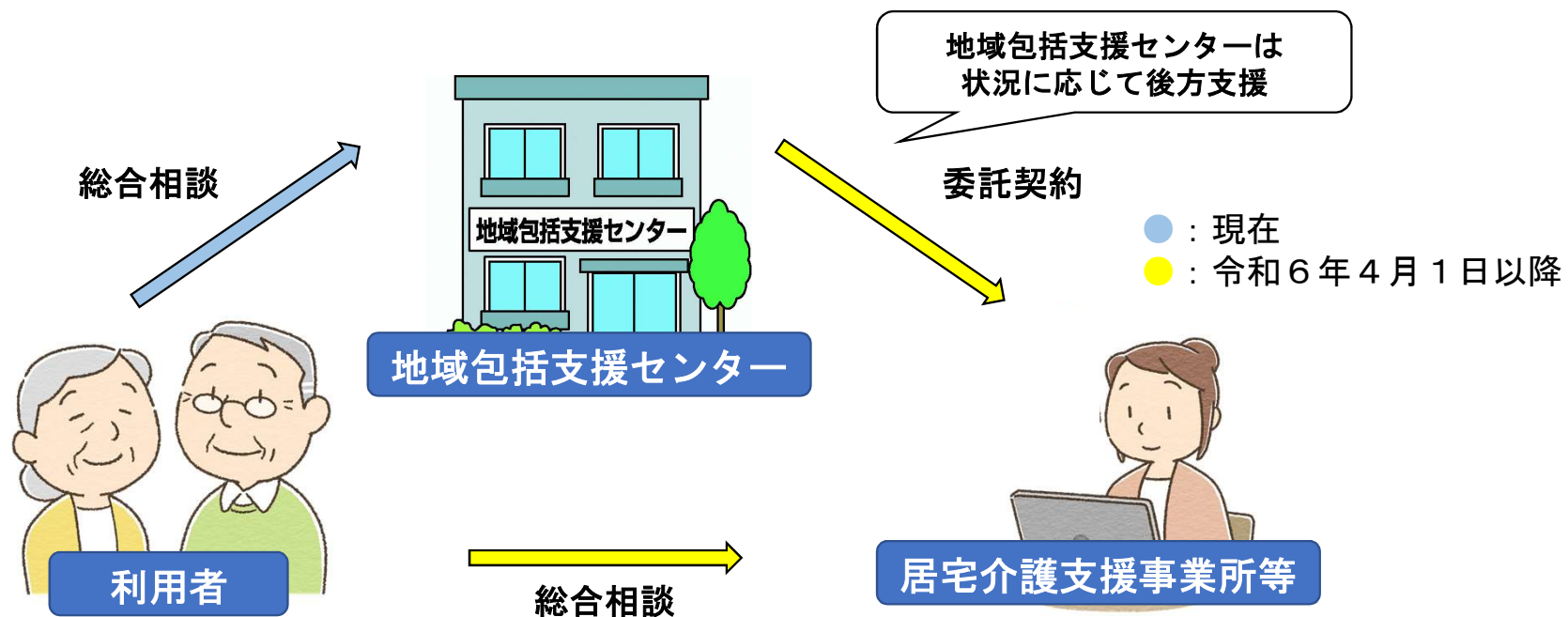
※ 総合事業対象者：65歳以上のかたで、心身の状況、そのおかれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当したかた



改正内容② 包括的支援事業の委託規定の見直し

【**現在**】地域包括支援センターでは、包括的支援事業として、高齢者の様々な相談を幅広く受け付け、介護保険サービス、行政機関や医療機関等の制度やサービスを紹介するなど、制度横断的な支援を実施している（**総合相談支援業務**）。

【**令和6年4月1日以降**】指定居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから部分的に委託を受け、総合相談支援業務を実施することができるようになる。



実施するメリット等

【指定介護予防支援事業者の対象拡大について】

- ・ プランチェック（※1）や給付管理（※2）にかかる負担が軽減
- ・ 業務負担軽減となった分、他の業務に時間を充てることできる。 等

※1 ケアプランの更新時等に、居宅介護支援事業所が地域包括支援センターにケアプランを持参し点検をすること

※2 毎月の介護サービス費の請求時に、居宅介護支援事業所が持参した帳票等を、千葉県国民健康保険団体連合会に
伝送すること

【包括的支援事業の委託規定の見直しについて】

- ・ 総合相談にかかる時間が削減できる。
 - ・ 業務負担軽減となった場合、地域包括支援センターの安定的な運営に繋がる。 等
- 現時点では課題が残っている。
- ・ 詳細の枠組が明らかでない。
 - ・ 総合相談への対応スキルの習得 等



法改正に向けた今後のスケジュール

【改正に向けた調査】

1. 地域包括支援センターへの意見聴取（7月下旬）
2. 柏市介護支援専門員協議会への意見聴取
 - (1) 柏市介護支援専門員協議会長・副会長との意見交換（8月上旬）
 - (2) 柏市介護支援専門員協議会総務会において意見聴取（8月上旬）
3. 指定居宅介護支援事業所への意向調査（8月下旬）

【方針決定時期（予定）】

- ・ 上記調査結果及び国の動向を確認し，令和5年12月末頃に方針を決定する。
- ・ 第3回地域包括支援センター運営協議会において報告する。

